

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

福島県知事旅行業登録
第2-392号
佐々木秀三

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支弁責任）

- 第1条** 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。
- 2 前項の傷害には、身体外部から有傷等又は何等の傷害を偶然かつ一時に受ける、吸収又は摂取したときと急激かつ偶然な外来の事故による場合を除き、後遺症は摂取した結果生ずる中重度の障害を除きます。ただし、細面性食中毒は含まれません。

（用語の定義）

- 第2条** この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の第2条第2条第1項及び受託型企画旅行契約の第2条第1項に定めらるるものをいいます。
- 2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗客乗務員によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等からサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までと認めます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていなくとも離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の予定までの間又はその離脱した時から「企画旅行参加中」といいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず、1日（船日の標準時）により、その目的地に滞在する場合には、その旨及び当該日に発生した事故によって旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

- 3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が旅行を開始する、その受付完了時
- (2) 前号の受付が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等において、
- イ 航空交通であるときは、乗客のみが上陸する飛行機機内における手荷物の検査等の終了時
- ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
- ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- ニ 車両であるときは、乗車時
- ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入庫時
- ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

- 4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- (2) 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等において、
- イ 航空交通であるときは、乗客のみが上陸する飛行機機内からの上陸時
- ロ 船舶であるときは、下船時
- ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
- ニ 車両であるときは、降車時
- ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
- ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合一その1）

- 第3条** 当社は、次の各号に掲げる事由によって発生した損害に対しては補償金等を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該補償金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車に乗りこんだりして生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の病態、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の転倒、出血、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (8) 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
- (9) 戦争、外国の武力行使、構兵、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が乱れ、治安維持上重大な事態と認めらるる状態をいいます。）
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質又は核燃料物質の原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらに伴って生じた事故
- (11) 前2号の事由に由来して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染
- 2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部腫瘍（いわゆる「むちう症」）又は腰痛・他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合一その2）

- 第4条** 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金を支払いません。
- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事象に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合一その3）

- 第5条** 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合を除き、補償金を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しても、補償金を支払います。
- (1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- (2) 旅行者が自転車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも競争を含む。）又は試験競技（性能試験を目的とする運転又は競争をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自転車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらを行うを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
- (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であるときを除く。）において、航空機を旅行者が体験している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合一その4）

- 第5条の2** 当社は、死亡又は死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げられたいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払うことがありません。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

- 第6条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者に対して、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

- 第7条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治癒した後も残ります。）を被ったときは、旅行者1名につき、補償金に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。
- 3 別表第2の各号に掲げられる後遺障害に対しては、旅行者が職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体障害者の程度に支えられ、かつ、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害の補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の(1)、(4)、(2)、(4)及び(5)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。
- 4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を限度として、ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（股関節及び足）の後遺障害に対しては、一般のごとき後遺障害補償金は、補償金額の60％を限度とします。
- 5 前各号に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

- 第8条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事するところ又は平常の生活により、かつ、入院見舞金を支払うべきときは、
- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 入院日数90日以上の傷害を被ったとき 40万円
- ロ 入院日数90日以下180日未満の傷害を被ったとき 30万円
- ハ 入院日数7日以下90日未満の傷害を被ったとき 10万円
- ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき 4万円

- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円
- ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
- ハ 入院日数7日以下90日未満の傷害を被ったとき 5万円
- ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき 2万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
- 3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を支払うべきときは、その合計額を支払います。

（通院見舞金の支払い）

- 第9条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事するところ又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。）によって、入院に比べて通院に支障が生じたときは、その日数（以下「通院日数」といいます。）が1日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき 10万円
- ロ 通院日数7日以下90日未満の傷害を被ったとき 5万円
- ハ 通院日数90日以下7日未満の傷害を被ったとき 2万円
- イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき 5万円
- ロ 通院日数7日以下90日未満の傷害を被ったとき 2万5千円
- ハ 通院日数3日以下7日未満の傷害を被ったとき 1万円

- 2 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事することは平常の生活に支障が生じたときと当社が認めるときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
- 3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院については、通院見舞金を支払いません。
- 4 当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- 5 当社は、旅行者1名について通院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- (入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特例)
- 第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの（両欄の場合には、第1号に掲げるもの）の額を支払います。
- (1) 当該入院日数に、当該入院日数から支払うべき入院見舞金
- (2) 当該通院日数に（当社が入院見舞金を支払ったべき期間のものを除きます。）に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたとき、当該日数に対し当社が支払うべき入院見舞金

（死亡の認定）

- 第11条** 旅行者が乗客として航空機若しくは船舶の航行中となつたとき、又は運送しからず（船長として）なお旅行者が見えないうときは、航空機若しくは船舶の航行中不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。
- (他の被害者又は被害者の影響)
- 第12条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となった事故から発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となったときは、その影響があった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手續

（傷害程度等に関する説明等の請求）

- 第13条** 旅行者が、第1条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の医師の診察若しくは死体の検査を求めるとあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらのために協力しなければなりません。
- 2 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の通知しない事由により第1条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該傷害の程度を証明する医師の診断書
- 3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の説明の正当な理由なく前2項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告に虚偽を告知し、若しくはその事実を告げず、若しくは、補償金等を支払いません。

（補償金等の請求）

- 第14条** 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当該所定の補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- (1) 死亡補償金請求の場合
- イ 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿本及び戸籍改訂証明書
- ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
- (2) 後遺障害補償金請求の場合
- イ 旅行者の戸籍改訂証明書
- ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- (3) 入院見舞金請求の場合
- イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類
- (4) 通院見舞金請求の場合
- イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

- 2 当社は、前項より書類の提出を求めるとき又は前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- 3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したとき又は提出書類に虚偽を告知し、若しくはその事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。
- (代位)
- 第15条** 当社が補償金を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携行品損害補償

（当社の支弁責任）

- 第16条** 当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品（以下「携行品」といいます。）に損害を被ったときは、本章の規定により、携行品損害補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。

（損害補償金を支払わない場合一その1）

- 第17条** 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (2) 旅行者と世間を合してする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るべき理由でなく合してする場合は、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自衛行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車に乗りこんだりして生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (6) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置となつて生じた場合を除きます。
- (7) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってよく発見し得なかつた瑕疵を除きます。
- (8) 補償対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、おび、虫食い等
- (9) 自然な外傷及び補償対象品であつて補償対象品と認められざるべき物品
- (10) 補償対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
- (11) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
- (12) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由
- 2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事象に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（損害補償金を支払わない場合一その2）

- 第17条の2** 当社は、旅行者が次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
- (1) 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
- (2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- (3) 機本、設計書、図案、機本その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）に直接処理を行なう記録媒体に記録されたものを含みます。）
- (4) 船舶（ヨット）、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらに付属品
- (5) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
- (6) 服装、装束、コンタクトレンズその他これらに類するもの

（補償対象品及びその範囲）

- 第18条** 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回りの品に限ります。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
- (1) 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
- (2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- (3) 機本、設計書、図案、機本その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）に直接処理を行なう記録媒体に記録されたものを含みます。）
- (4) 船舶（ヨット）、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらに付属品
- (5) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
- (6) 服装、装束、コンタクトレンズその他これらに類するもの

- (7) 動物及び植物
- (8) その他当社があらかじめ指定するもの

（損害補償金及び損害補償金の支払額）

- 第19条** 当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な経費及び次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。
- 2 補償対象品の1個又は1対について1損害額の10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を10万円と定めて前項の規定を適用します。
- 3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を限度とし、また、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

（損害の防止等）

- 第20条** 当社は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。
- (1) 損害の防止に努めること。
- (2) 損害の程度、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
- (3) 旅行者が自ら損害額を損害の額と認めるときは、その権利の行使について必要な手続をとること。
- 2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、防止に違反したとができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第3号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 3 当社は、次に掲げる費用を支払います。
- (1) 第1項第1号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうち当社が必要又は有益でかつと認められるもの
- (2) 第1項第3号に規定する手続のために必要な費用

（損害補償金の請求）

- 第21条** 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当該所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- (1) 損害額若しくはこれに代わるときは第三者の事故証明書
- (2) 補償対象品の損害の程度を証明する書類
- (3) その他当社が求める書類
- 2 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその事実を偽造若しくは虚偽造したときは（第三者をしてなしたときも、同様とします。）は、当社は、損害補償金を支払いません。

（保険契約がある場合）

- 第22条** 旅行者が損害補償金に対しては、損害補償金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (代位)
- 第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求をする場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第1（第5条第1項関係）

山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）	ユーエー ジョーボス スカイライピン ハンググライダー 搭乗 超軽量動力機（ソーラークラウドライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗 ジョイロプレーン 搭乗その他これらに類する危険な運動
---------------------------------------	---

別表第2（第7条第3項及び第4項関係）

1 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	100%
(2) 一眼が失明したとき	60%
(3) 一眼的矯正視力0.6以下となったとき	5%
(4) 一眼の視野狭窄（さく）（正常視野の角度の合計の60%以下となったとき）となったとき	5%
2 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2) 一耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき	5%
3 鼻の障害	
鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4 その他く、言語の障害	
(1) しゃべり又は言語の機能を全く失ったとき	100%
(2) しゃべり又は言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3) しゃべり又は言語の機能に障害を残すとき	15%
(4) 歯に5以上の欠損を生じたとき	5%
5 外装（ぼう）（顔面・頸部・頸（けい）部をいう。）の機能	
(1) 外装（ぼう）に著しい欠損を残すとき	15%
(2) 外装（ぼう）に顔面（顔面においては直径2センチメートルの線痕（はんこ））長3センチメートルの線状痕（じん）程度をいう。）を残すとき	3%
6 背（せ）柱の障害	
(1) 背（せ）柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	40%
(2) 背（せ）柱に運動障害を残すとき	30%
(3) 背（せ）柱に变形を残すとき	15%
7 腕（手関節をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	
(1) 腕又は一脚を失ったとき	60%
(2) 腕又は一脚の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く失ったとき	50%
(3) 腕又は一脚の三大関節中の一関節の機能を全く失ったとき	35%
(4) 腕又は一脚の機能に障害を残すとき	5%
8 手の障害	
(1) 一手の母指を指関節（指関節関節）以上で失ったとき	20%
(2) 一手の母指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3) 母指以外の一指を第二指関節（遠位指関節関節）以上で失ったとき	8%
(4) 母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9 足の障害	
(1) 一足の第一足指を趾（し）関節（指関節関節）以上で失ったとき	10%
(2) 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3) 一足の第一足指の一足指を第二趾（し）関節（遠位指関節関節）以上で失ったとき	5%
(4) 一足の第一足指の一足指の機能に著しい障害を残すとき	100%
10 その他他の指の機能により終身自用を弁ずることができないとき	

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表第3（第8条第2項関係）

- (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になっていること。
- (2) しゃべり又は言語の機能を失っていること。
- (3) 両耳の聴力を失っていること。
- (4) 両耳の二関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- (5) 一手指の機能を失っていること。
- (6) 脚部趾関節の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- (7) 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- (8) その他上記部位の合併障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- (注) 第4号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

福島県知事旅行業登録
第2-392号
佐々木秀三

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

（適用範囲）

- 第1条** 当社は旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりする。
- 2 当社は法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先する。

（用語の定義）

- 第2条** この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送、宿泊機関等の提供を受ける他の旅行者の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本項のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。
- 4 この部で「通信契約」とは、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社の口座振替口座に直接決済することによって、旅行者があらかじめ承諾したかつ旅行代金等を第5条第2項又は第5項に定める方法により支払うことと内容とする手配旅行契約をいいます。
- 5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（手配契約の終了）

- 第3条** 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならない。通信契約を締結した場合には、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知したとします。

- 第4条** 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、旅行者の全部又は一部を本項又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることができます。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

- 第5条** 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければならない。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければならない。
- 3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

- 第6条** 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- （1）通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - （2）旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - （3）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - （4）旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - （5）その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

- 第7条** 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込金を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約成立の特則）

- 第8条** 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることができます。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（乗客券及び宿泊券等の特則）

- 第9条** 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの申込みを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- （契約書面）**
- 第10条** 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗客券、宿泊券その他の旅行サービスを提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- 2 前項本条の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約より手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載することによりする。

（情報通信の技術を利用する方法）

- 第11条** 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提示したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

- 第12条** 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 2 前項の請求に基づきにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等から支払う取消料、違料料その他の手配の変更による費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行者による任意解除）

- 第13条** 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違料料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るべきであった取扱料金を支払わなければならない。

（旅行者の責を負うべき事由による解除）

- 第14条** 当社は、次に掲げる事由により、手配旅行契約を解除することができます。
- （1）旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わなかったとき。
 - （2）通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
 - （3）旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違料料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るべきであった取扱料金を支払わなければならない。

- （当社の責に帰するべき事由による解除）**
- 第15条** 旅行者は、当社の責に帰するべき事由により旅行サービスの提供が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
- 3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

- 第16条** 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払

- なければならない。
- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更するものとします。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に支払うべき金額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定めの日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならない。

（旅行代金の精算）

- 第17条** 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用を旅行者の負担に帰すべきものと取扱料金（以下「旅行業務取扱代金」といいます。）と旅行代金とで既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項1項定めるところにより速やか又は旅行者の精算をします。
- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならない。
- 3 差額が旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

- 第18条** 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

- 第19条** 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代権を有しているものとします。当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第2条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならない。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者に契約責任者とみなします。
- （契約成立の特則）**
- 第20条** 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することができます。
- 2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合に、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

（構成者の変更）

- 第21条** 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。
- （添乗サービス）**

- 第22条** 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することができます。
- 2 添乗員が添乗サービスの提供を受ける場合は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループの移動を行なった必要業務とします。
- 3 添乗員が添乗サービスを提供する時間数は、原則として、8時から20時までです。
- 4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならない。

第6章 責 任

（当社の責任）

- 第23条** 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったとき限り。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の所与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、乗客物件として生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（旅行者の責任）

- 第24条** 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならない。

- 2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を照し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければならない。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、当社は、旅行代金において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）

- 第25条** 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂ジャストランド）の保証社員になっておきます。
- 2 前項と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に基づき、前項の一般社団法人全国旅行業協会に供託している弁済業務保証金から、債権に連帯するまで弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業協会第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

（適用範囲）

- 第1条** 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりする。
- 2 当社は法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（渡航手続代行契約を締結する旅行者）

- 第2条** 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が委託している他の旅行者の募集型企画旅行について当社が代理として契約を締結した旅行者とします。

（渡航手続代行契約の定義）

- 第3条** この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。
- （1） 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
 - （2） 出入国管理書類の作成
 - （3） その他各号に関連する業務

（契約の成立）

- 第4条** 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければならない。
- 2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。
- 3 当社は、第2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることができます。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- 4 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。
- （1） 旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - （2） 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - （3） 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- （4） その他当社の業務上の都合があるとき。
- 5 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受けた代行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。
- 6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提示したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

- 7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（守秘義務）

- 第5条** 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他者に漏らすことのないようにいたします。

（旅行者の義務）

- 第6条** 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。
- 2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければならない。
- 3 当社は、受託業務の行方に応じて、本邦の官公署、在外日本館その他の他の手、手数料、査料料、委託料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該査証料等を支払なければならない。

- 4 受託業務を行うに当たって、郵便費、交通費その他の費用が支払いたときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならない。
- （契約の解除）**

- 第7条** 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。
- （1） 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。
 - （2） 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。
 - （3） 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わなかったとき。
 - （4） 旅行者が前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。

- （5） 第3条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないようならぬ場合とされい当社が認めるとき。
- 2 前2項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならない。
- （当社の責任）**
- 第8条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったとき限り。
- 2 渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できると及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

- （5） その他当社の業務上の都合があるとき。

標準旅行業約款（旅行相談契約）

（適用範囲）

- 第1条** 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりする。
- 2 当社は法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（旅行相談契約の定義）

- 第2条** この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。
- （1） 旅行者が旅行者の計画を作成するために必要な助言
 - （2） 旅行者の計画の作成
 - （3） 旅行に必要な書類の見直し
 - （4） 旅行者が旅行日程、運送・宿泊機関等に関する情報提供
 - （5） その他旅行に必要な助言及び情報提供

（契約の成立）

- 第3条** 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければならない。
- 2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

- 3 当社は、第2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることができます。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

- 4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。
- （1） 旅行者の相談内容が公衆に反し、若しくは旅行代金において履行されている法令に違反するものであるとき。
 - （2） 旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - （3） 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - （4） 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - （5） その他当社の業務上の都合があるとき。

（相談料金）

- 第4条** 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならない。
- （契約の解除）**

- 第5条** 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することができます。
- （当社の責任）**
- 第6条** 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったとき限り。

- 2 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。
- （1） 旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - （2） 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - （3） 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

福島県知事旅行業登録
2-392号
佐々木秀三